

財団法人富山県健康スポーツ財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人富山県健康スポーツ財団（以下「財団」という。）という。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を富山県富山市友杉151番地に置く。

(全国組織との連携)

第3条 財団は、次に掲げる法人と業務提携を行うものとする。（平成23年4月1日施行）

- (1) 公益財団法人結核予防会
- (2) 公益財団法人日本対がん協会

(目的)

第4条 財団は、県民の健康の保持増進とスポーツの振興を図るため、疾病の予防、健康づくり及びスポーツの普及に必要な事業等を行うことにより、県民の健やかで安らぎのある生活の実現に寄与することを目的とする。（平成23年4月1日施行）

(事業)

第5条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康の保持増進及びスポーツに関する知識の普及及び啓発
- (2) 健康の保持増進及びスポーツに関する実践的指導、研修及び相談
- (3) 健康の保持増進及びスポーツに関する情報収集及び調査研究
- (4) 結核、生活習慣病等の健康診断
- (5) 疾病予防及び健康づくりに必要な試験及び検査
- (6) がん対策基金の管理
- (7) 富山県健康増進センターの管理運営（平成22年4月1日施行）
- (8) 富山県の委託を受けて行う富山県国際健康プラザ及び富山県総合運動公園の管理運営
（平成23年4月1日施行）
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

(他団体等との連携)

第6条 財団は、前条に規定する事業を行うに当たり、健康の保持増進又はスポーツに関する事業を行う団体又は施設と十分な連携を図るものとする。

(支部)

第7条 財団に、理事会の議決を得て富山県内に支部を置くことができる。

- 2 支部の規定は、理事長が別に定める。

第2章 資産・事業計画等

(資産の構成)

第8条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 補助金その他の寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第9条 資産は、基本財産、がん対策基金及び運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 がん対策基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) がん対策基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会ががん対策基金に繰り入れることを議決した財産
- (3) がん対策基金とすることを指定して富山県及び市町村から出捐された財産

4 運用財産は、基本財産及びがん対策基金以外の資産とする。

(基本財産及びがん対策基金の処分の制限)

第10条 基本財産及びがん対策基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事(以下「所管官庁」という。)の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。(平成23年4月1日施行)

(資産の管理)

第11条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産及びがん対策基金のうち、現金は確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第12条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

2 がん対策基金から生ずる収入は、がん対策事業に要する経費に充てるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 財団の事業計画及び収支予算は、その事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得て所管官庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第14条 財団の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、貸借対照表を添えて監事の監査を経、その事業年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得て、所管官庁に報告しなければならない。

(長期借入金)

第15条 財団が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、所管官庁の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第16条 収支予算で定めるものを除き、財団が新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経、かつ、所管官庁の承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類別)

第18条 財団に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 4人以内
- (3) 専務理事 2人 (平成13年3月30日施行)
- (4) 常務理事 1人
- (5) 理事 15人以上25人以内(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)(平成23年4月1日施行)
- (6) 監事 3人 (平成11年6月23日施行)

(役員を選任等)

第19条 理事長は、富山県副知事の職にある者をもって充てる。(平成18年5月30日施行)

- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事長が選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第20条 理事長は、財団を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して財団の日常業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して財団の日常業務を掌理し、理事

長、副理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときは、理事長の職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

6 監事は、民法第59条各号に掲げる職務を行う。

(役員任期)

第21条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第22条 理事長は、役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときには、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に、解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬)

第23条 役員は、無給とする。ただし、常勤理事及び監事には、報酬を支給することができる。(平成11年6月23日施行)

2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第24条 財団に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問は、財団の重要事項について理事長の諮問に応ずる。

第4章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の運営に関し重要な事項を議決する。

(開催)

第27条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(3) 監事から請求があったとき

(招集)

第28条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号に規定する場合にあっては、その請求のあった日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、開会の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第30条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

- 2 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、理事長は理事に対し、書面により賛否を求め、これをもって理事会の議決に代えることができる。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決及び表決委任者については、その旨を付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、理事会に出席した理事のうちから、当該理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(監事の出席)

第34条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 附属機関

(附属機関)

第35条 財団の事業の円滑な運営を図るため、運営委員会、参与会議その他の附属機関を置くことができる。

- 2 附属機関の組織、その他必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 事務局

(設置等)

第37条 財団の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、所管官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定により解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、所管官庁の承認を得て、財団と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の日前に改正前の寄附行為の規定によりなされた事業計画及び収支予算の作成、役員を選任その他の行為は、改正後の寄附行為の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則

- 1 この寄附行為は、富山県知事及び富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。
(平成11年6月23日認可)

附 則

- 1 この寄附行為は、富山県知事及び富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。
(平成13年3月30日認可)

附 則

- 1 この寄附行為は、富山県知事及び富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。
(平成18年5月30日認可)

附 則

- 1 この寄附行為は、富山県知事及び富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。
(平成22年4月1日認可)

附 則

- 1 この寄附行為は、富山県知事及び富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。
(平成23年4月1日認可)